

高齢者施設等における 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策会議

令和4年5月24日（水）

第1回 14：00～

第2回 16：00～

※オンライン(ZOOM)による開催

次 第

開 会

内 容

- 1 県内における新型コロナウイルス感染状況について
- 2 発生事例，感染防止対策，感染対策の事例の共有について
- 3 施設・事業所等への周知依頼
- 4 その他

開 会

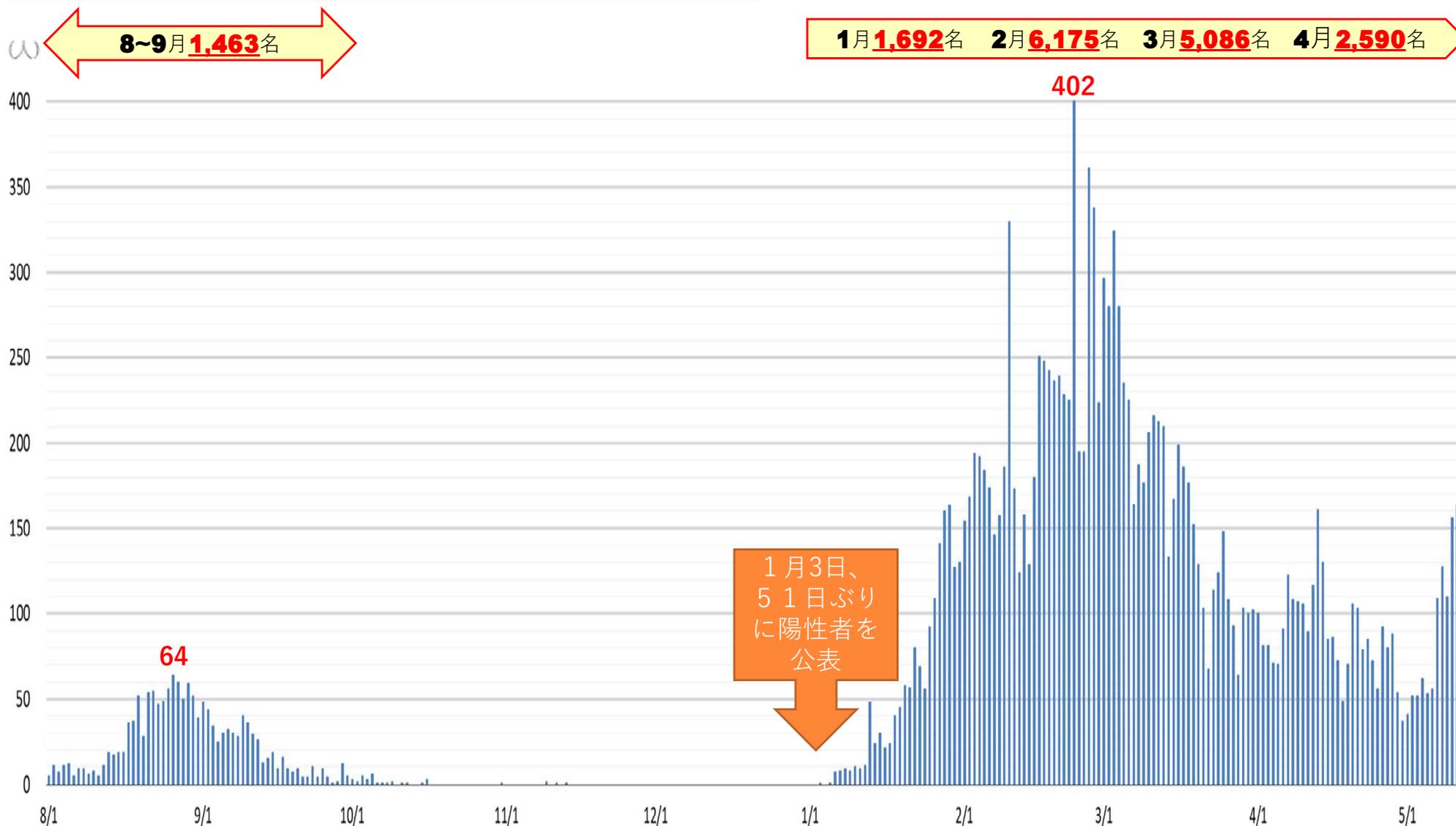
新型コロナウイルス感染症の現状について

発生状況について ①

(1) 「陽性者数」の推移

令和4年5月13日現在

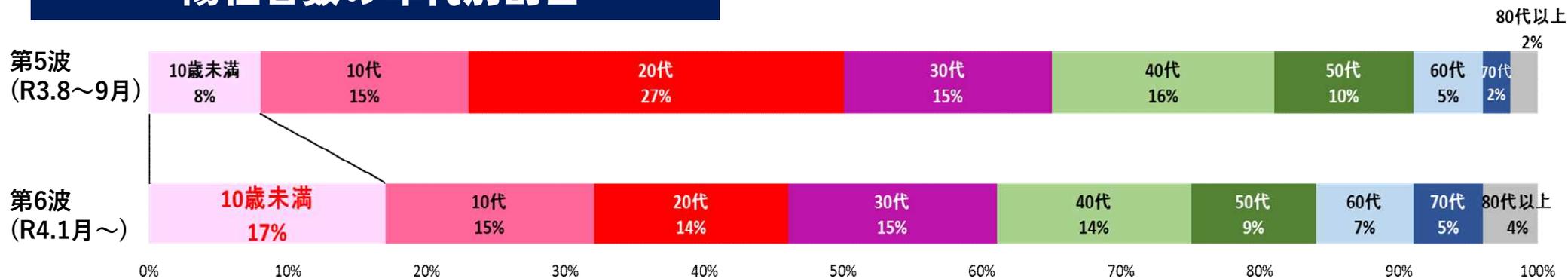
「1日あたりの新規陽性者数」の推移



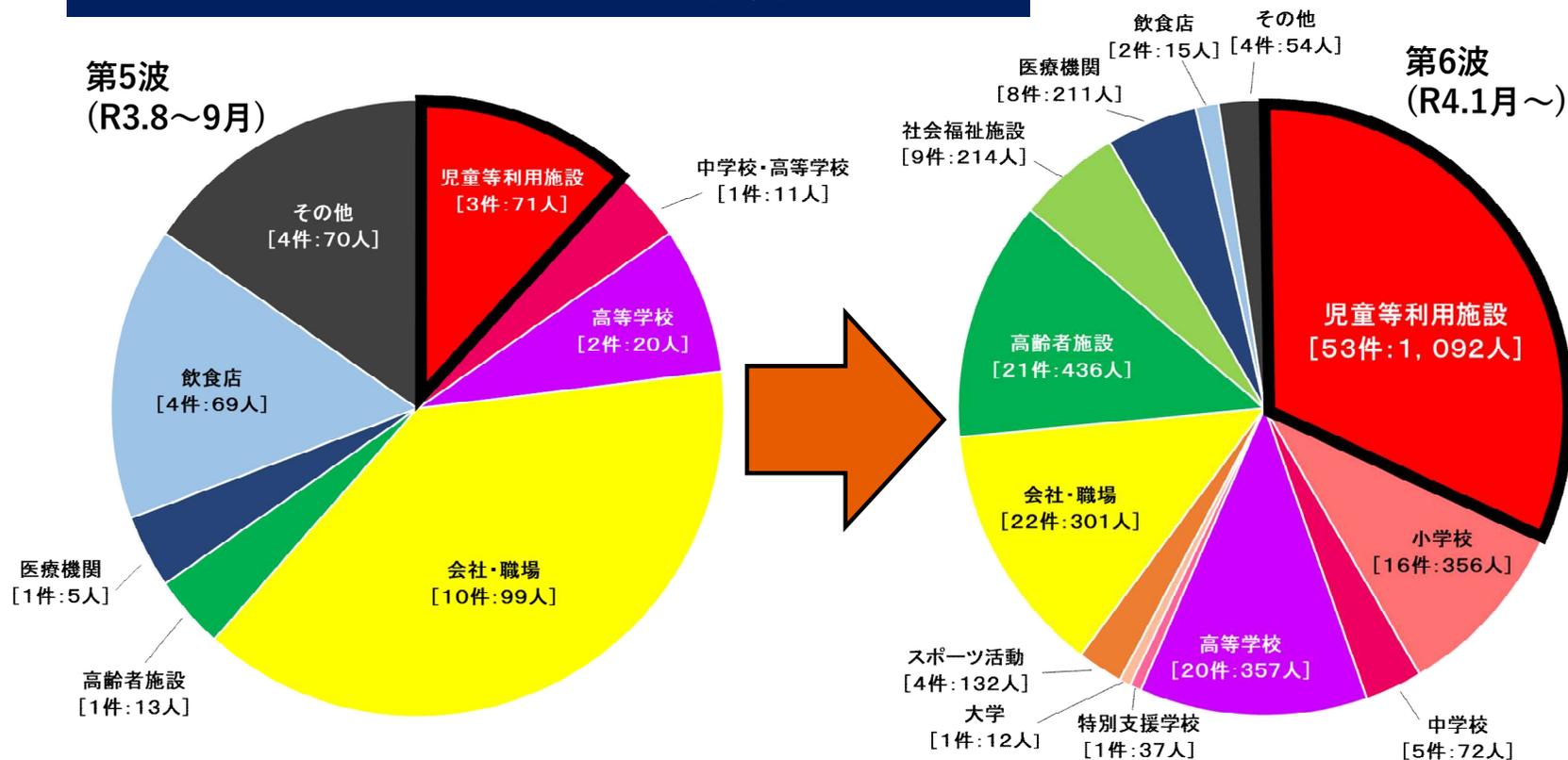
発生状況について ②

(2) 「陽性者数の年代別割合」と「クラスターの発生状況」について 令和4年5月13日現在

陽性者数の年代別割合



クラスターの 카테고리別発生件数



第6波の月別
クラスター発生状況

	件数	陽性者数
1月	24件	535人
2月	46件	1,174人
3月	53件	925人
4月	34件	552人
5月	9件	103人

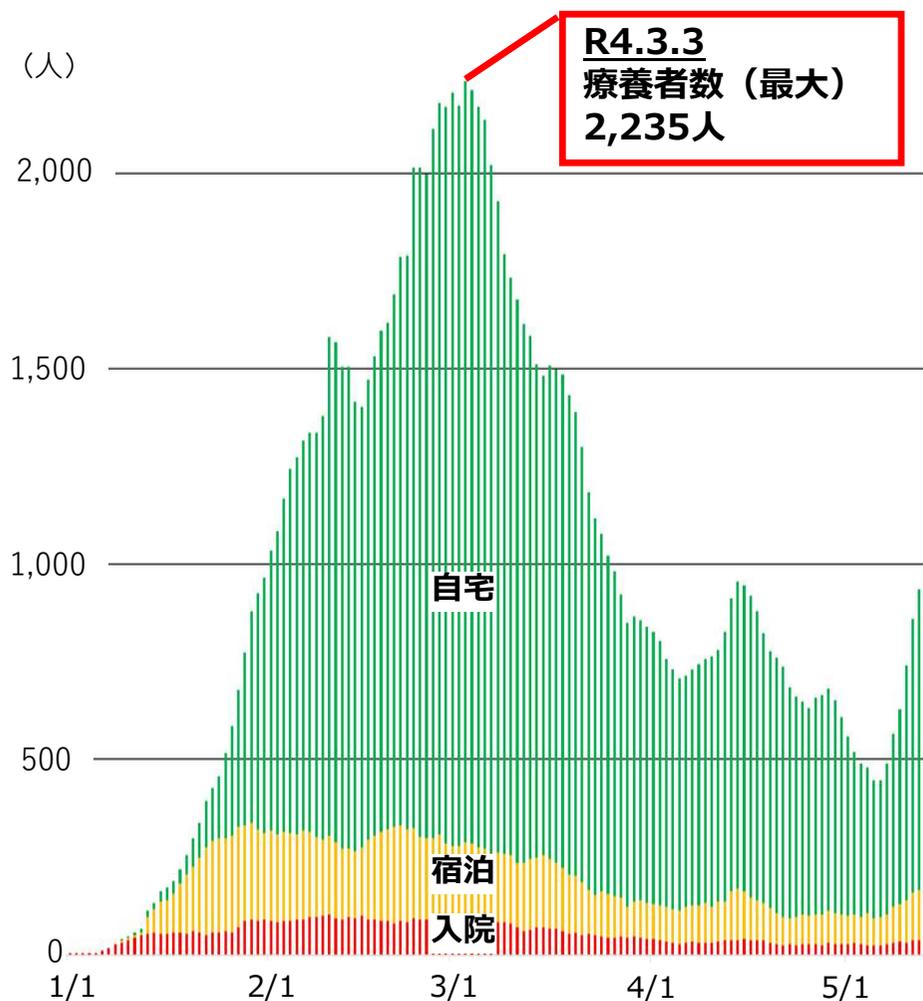
発生状況について ③

(3) 「療養者数」及び「最大確保病床使用率」の推移

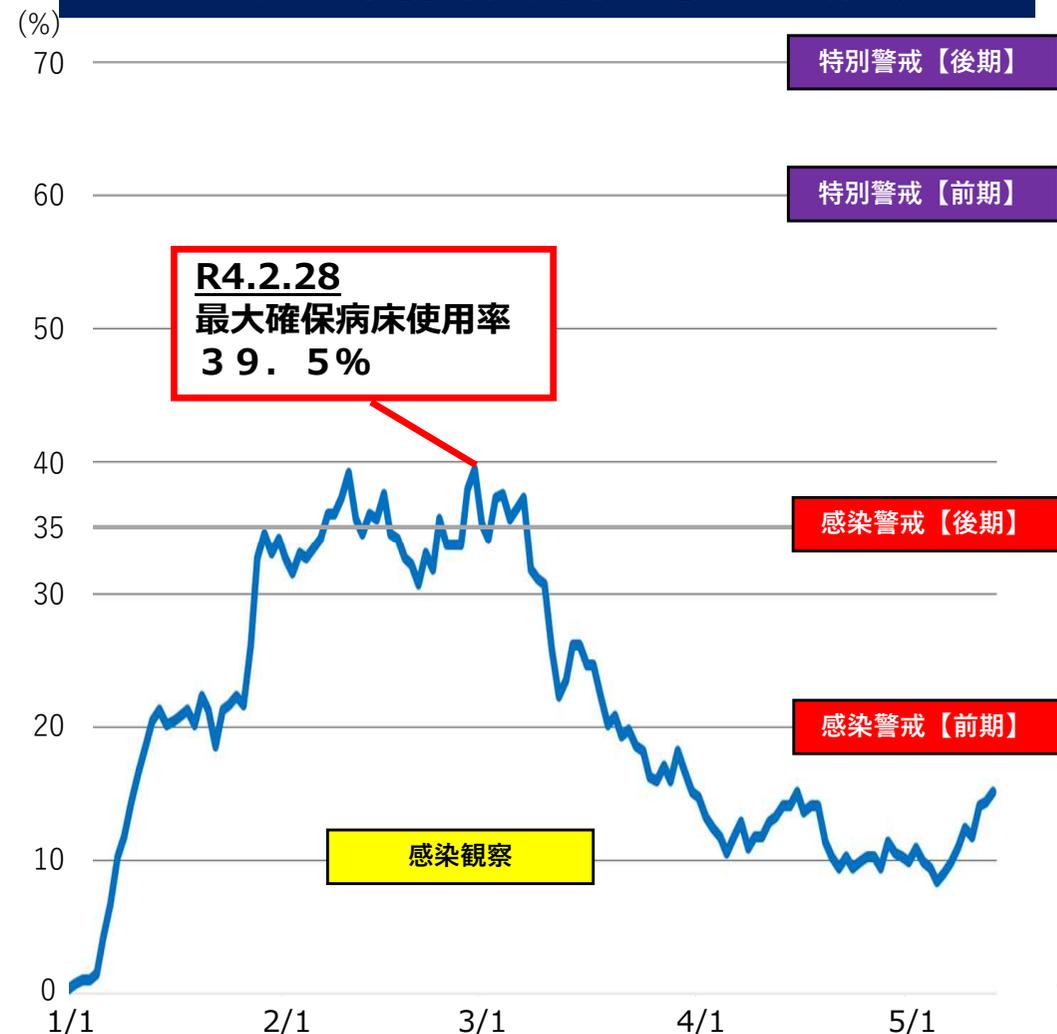
令和4年5月13日現在

感染拡大に伴い、療養者数が3月3日に**過去最多の2,235人**となり、最大確保病床使用率も、感染警戒【後期】の基準を超え、2月28日に**39.5%**となった後、ともに下降傾向であったが、大型連休明け以降は、上昇傾向にある。

「療養者数」の推移



「最大確保病床使用率」の推移



発生状況について ④

(4) 変異株（オミクロン株）について

- 1月5日に、**ゲノム解析**の結果、「**オミクロン株**」の感染者を確認
- **感染力は非常に強力であるが、重症化リスクは低い傾向**

オミクロン株の性質

■オミクロン株について

- ・デルタ株の**3倍**の感染力をもつとされる
- ・潜伏期間が短く、発症が早い
- ・ワクチンの効力を低下させる
- ・症状としては、発熱、せき、咽頭痛など風邪症状が中心とされる

■本県における感染状況

- ・1月以降の感染者数は16,165名であるが、病状は無症状者及び軽症者がほとんどであり、**重症化リスクは低い傾向**

	陽性者数	重症	中等症
第5波(デルタ株) (8月～9月)	1,463	3 [0.21%]	24 [1.64%]
第6波(オミクロン株) (1月～5月) ※5月9日現在	16,165	7 [0.04%]	47 [0.29%]

変異株の監視体制

■ゲノム解析(保健製薬環境センター)

- ・導入を進めていた次世代シーケンサーを令和3年12月1日から運用開始。
- ・令和4年1月からオミクロン株の解析を開始
- ・5月10日公表までに344検体のゲノム解析を実施。

→ **「328検体」をオミクロン株と確定**

陽性者公表日	解析件数	解析結果				
		解析確定(A)	うちオミクロン株確定件数		確定件数に対するBA.2系統の割合(B/A)	解析不可
			BA.1系統	BA.2系統(B)		
1月3日～4月4日	272	257	240	17	6.6%	15
4月5日～4月11日	24	23	12	11	47.8%	1
4月12日～4月18日	24	24	10	14	58.3%	0
4月19日～4月25日	24	24	7	17	70.8%	0
計	344	328	269	59	18.0%	16

ワクチンの接種状況について

令和4年5月15日時点

3回目の接種率について

- ・全人口に対する接種率は、全国平均の「55.9%」を上回る「**58.7%**」となっている。
- ・一方、「65歳以上」と比較し、「64歳以下」、特に「40代以下」が低くなっている。

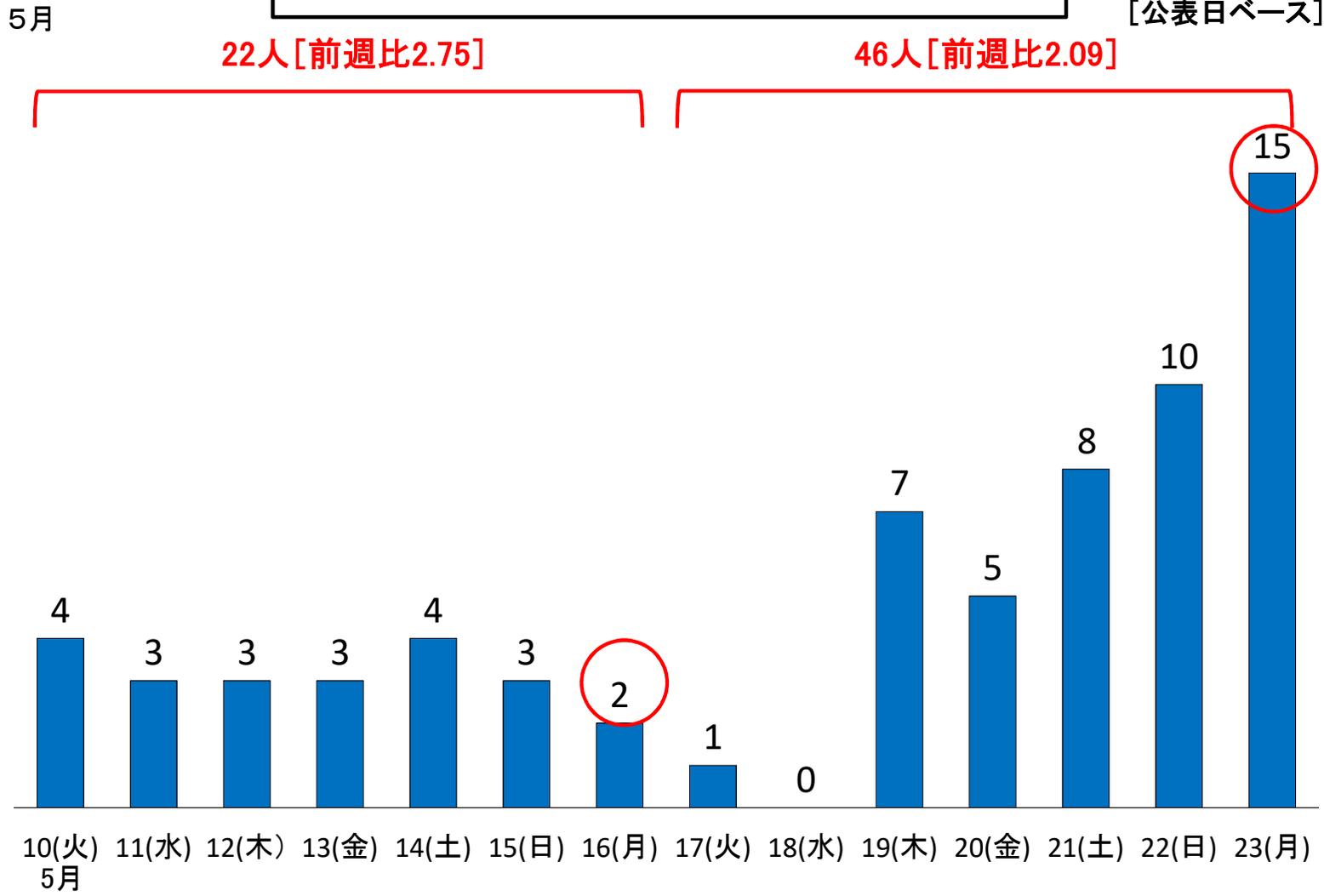
	全年代	5～11歳	12～29歳	30代・40代	50～64歳	65歳以上
1回目接種率	81.0%	16.0%	78.3%	80.7%	89.0%	93.6%
2回目接種率	80.5%	13.4%	77.6%	80.3%	88.7%	93.3%
3回目接種率	58.7%	—	30.8%	48.2%	69.0%	87.9%

※VRS入力済みの数値（医療従事者含む）

全人口に対する3回目接種率 **本県58.7%**（全国55.9%）

高齢者施設職員の感染状況

直近2週間(5/10~5/23)の新規感染者数



○高齢者施設クラスターでの改善すべき事例

<改善すべき事例>		<対応策>
① 日常的に職員がフェイスシールドを未着用	⇒	① 目からの感染を防止するため、近接して介護をする場面では、フェイスシールドは常に着用する。 また、おむつ替えの際は、手袋やガウンを取り替え、確実に感染対策を行う。
② 喉の違和感や咳があったにも関わらず勤務し、感染が拡大した。	⇒	② 少しでも症状がある場合は、勤務をせず、ただちに、医療機関を受診する。 (抗原定性検査キットによる検査で陰性であっても勤務しない。)
③ 入所者よりも職員に感染が多数発生した。	⇒	③ 職員の感染対策を徹底する。 ・執務室、食堂、休憩室の定期的な換気 ・手洗いや消毒の徹底 ・パソコン等の共有をしない、または消毒の徹底 ・職員仮眠室の寝具を個人毎に交換 ・食事時の適切な距離や黙食
④ 家族に体調不良者がいたにもかかわらず、勤務した。	⇒	④ 家族に体調不良者がいる場合は、体調不良者に確実に病院を受診し検査を受けてもらう。 また、職員については、その結果が出るまでは勤務をしない。
⑤ 通所利用者の家族に体調不良者がいたが、利用者が無症状であったことから、事業所を利用したところ、施設・事業所内で感染が拡大した。	⇒	⑤ 通所利用者本人の体調が悪い場合は、利用を控えてもらうとともに、家族に体調不良者がいる場合も、利用を控えてもらう。

高齢者施設等（入所）での 陽性者発生時対応マニュアル

～ そのときどうする？ 最初にする8つのポイント ～

- ① 必要な資材が揃っているか確認しましょう。
防護服・手袋・ゴーグル・マスク・ヘアキャップ・ゴミ箱・消毒液など ☞ P.2
- ② 陽性者を隔離しましょう。
原則個室で。多数おられる場合は複数同室で対応しましょう。 ☞ P.4
- ③ 陽性者、濃厚接触者のリストアップをしましょう。
関係機関との情報共有、状況把握のため大事な作業です。 ☞ P.4、シート1、2
- ④ 連携医療機関、保健所、担当福祉部局へ報告しましょう。
③で作成したシートをもとに必要な事項をお伝えください。 ☞ P.4
- ⑤ 施設内でのゾーニングを考えましょう。
レッド、イエロー、グリーンの考え方を理解しましょう。 ☞ P.5
- ⑥ 施設内で陽性者の治療をする準備をしましょう。
入院までに時間を要する場合があります。重症化を防ぐため、施設内で治療ができる準備をしましょう。 ☞ P.6
- ⑦ これからの対応について計画しましょう。
長期戦に備えて、職員皆で対応できる体制を計画しましょう ☞ P.6
- ⑧ 入居者の方の健康状態を日々確認しましょう。
発症したらすぐに関係機関と共有しましょう ☞ P.6、シート2



令和4年2月25日版

施設（※）で陽性者が出ると、誰もが「これからどうなるんだろう？」と不安になります。

新型コロナは施設で広まりやすい感染症で、しばらく対応が続くかもしれませんが、落ち着いて対応することで、感染拡大を防げます。また、早期に治療を開始することで重症者を減らすことができます。次の手順に沿って、まずはどう動いたら良いかを確認しましょう！



©2014 大阪府もずやん

※ 本マニュアルは高齢者及び障がい児者等重症化リスクの高い方の入所施設を対象に作成しています。

重要!

施設で何が起きているかを**全員で共有**し、今後の対策は**全員で協力して対応**していきましょう

1 必要な个人防护具（PPE）等資材が揃っているか確認しましょう。

新型コロナウイルスに対応するためには、「うつさない、うつらない」ための準備が必要です。使用のたびに廃棄することが望ましいため、十分な量を用意しましょう。

□ 防護服又はビニール製のエプロン

ウイルスを体につけないためのものです。陽性の方と接する部分を覆うものを用意してください。

□ 手袋

陽性の方の様々な対応を手袋をしてから行います。手にフィットするものを選びましょう。

□ ゴーグルまたはフェイスシールド

ウイルスが目の粘膜などから体内に侵入することを防ぎます。

□ サージカルマスク

鼻までしっかり覆い、隙間のないようにつけましょう。

※環境中にウイルスが大量に存在しているようなときは「N95マスク」を隙間のないように着用してください（シールチェックも行いましょう）。

□ ヘアキャップ

頭部へウイルスが付着することを防ぎます。髪を確実に覆いましょう。

□ ゴミ箱

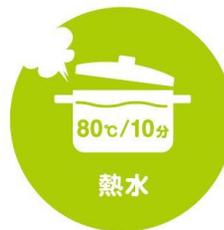
陽性の方を対応した後、使用したPPE等は保管せず速やかに廃棄します。脱いだ後、その場所ですぐ捨てられるようにふた付きゴミ箱を用意しましょう。

□ 消毒液

新型コロナウイルスにはアルコール消毒が有効です。また、熱湯や次亜塩素酸ナトリウムでも消毒ができますので、用途によって使い分けてください。

アルコールは、濃度76.9%以上81.4%以下のエタノールが効果的です！

手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。手が汚れていると手袋をしていても同じです。手洗い、消毒は定期的に行いましょう。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど、裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITEウェブサイトで見つけやすい製品を公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)

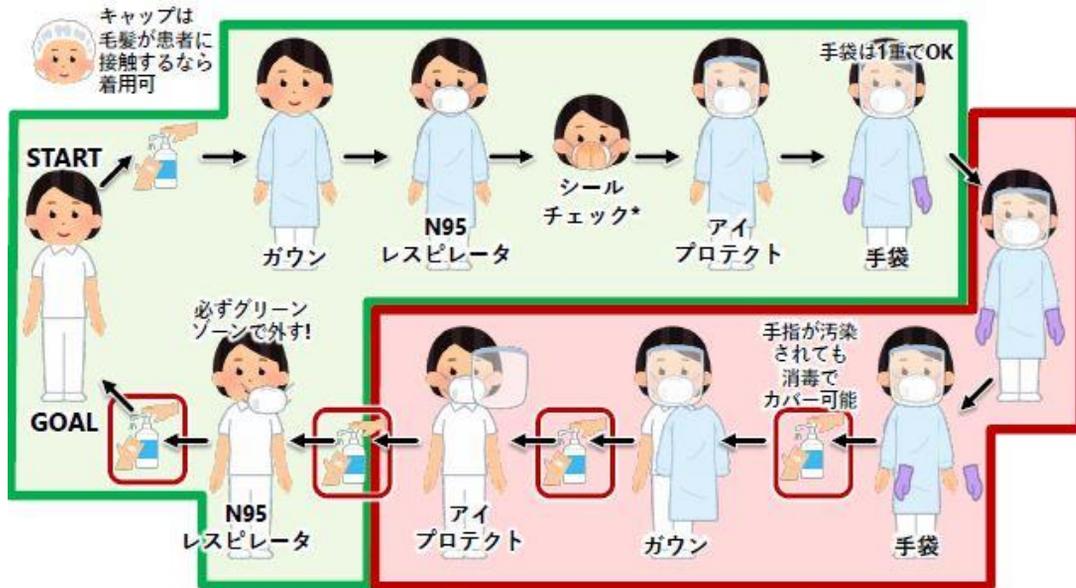


防護服等の正しい着方、脱ぎ方

特に脱ぐときは気を付けて！

ウイルスは防護服の外側についているので、きれいになった手などで防護服の外側に触れないように意識を！

PPE着脱順序



* シールチェックとはN95レスプレーターが適正に着用されているかを、息を勢よく吐いたり吸ったりして、レスプレーターの横から空気が漏れないかを確認する手技のこと。

出典：東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野

実際の事例に基づき研究班において作成

マスクの着脱法

- ★ノーズワイヤーが上に来るように装着
- ★マスクの裏表が包装紙に明記されている場合は、指示に従って適切に装着

1 マスクの隙間から空気がもれないよう鼻と口を覆うように着用しましょう



2 マスクにはウイルス等がついている可能性があるため、紐をもってそっと外しましょう



ガウンのはずし方

1 手袋ははずします。



2 外側の面に触れないようしてそっと外しましょう



3 外側の面が内側になるようにしてたんで捨てます。



手袋のはずし方

1 手袋の外側を引っ張り上げ、片方の手袋を脱ぎます



2 そのまま、手や腕に触れないように脱ぎます



3 脱いだ手袋は、もう片方の手で握ります



4 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋の内側を持ち上げます。外側の汚れた部分に触れないよう注意します



5 汚れた側が内側になるように、外します



出典：厚生労働省資料「施設内療養時の対応の手引き」



動画はこちら ▶

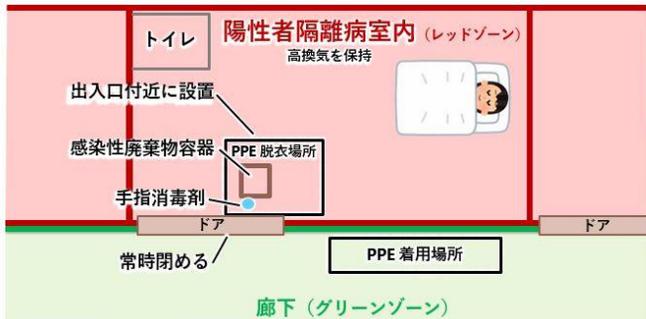


<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

2 陽性者の方を個室で隔離してください。陽性判明時に個室にいない方は、一旦、以下の手順で個室へ移動させてください。

陽性の方から感染拡大しないために必要な作業です。

- 陽性となった方を対応する方はPPE等を着用してください。
- 陽性者を個室へ移動してください。
- 陽性者を個室へ移動した後は、個室の入り口で防護服を脱いでから外へ出てください。
※ 脱ぎ方は別添のとおりにし、脱いだものはビニール袋に入れてから、個室入口付近に用意したゴミ箱に入れてください。
- マスク、手袋、エプロンを着用の上、個室以外で陽性者が触れた部分を消毒してください。



出典：東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野

個室のイメージ

レッドゾーン：ウイルスが多い区画

グリーンゾーン：ウイルスがいない区画

ウイルスはレッドゾーンで抑えて、グリーンゾーンには出さないように！



陽性者が多数にわたるときは同室で複数方を管理。濃厚接触者はそれぞれ個室管理してください。

3 陽性者の方の発生状況やその方の詳細、濃厚接触のあった方を整理してリストアップしてください。

施設でどこで何が起きているか整理する第一歩です。また、入所者で陽性になった方の詳細情報は、今後の健康状態の確認や、治療の必要性の判断の参考になります。
今後、陽性者となる可能性が高いので、全く接触のない方々とは接触しないようにすることが大事です。

- 職員と入所者に分けてリストを作ってください。
- 職員の方は最後に陽性の方と接触した日から7日間自宅待機にしてください。
(一旦自宅待機とし、その後、リストの共有と併せて保健所への相談も可。)
- ※ 介護従事者で濃厚接触者となった方でも条件を満たせば出勤することが可能です。
詳しくは 参考資料1 を見てください。

シート1、2

4 連携医療機関、保健所、福祉部局に連絡して、今後の対応をご相談ください。

施設からの情報を基に連携医療機関や保健所が状況を把握します。
保健所は必要な調査、助言等を行います。

【連携医療機関へ】

- 陽性者が発生したこと
- 施設内の陽性者数とその方々の症状
- ※ 治療対応がどこまで可能か、医療機関に確認してください。
(点滴等対症療法のみ・新型コロナ治療薬投与可、往診予定日 など)

【保健所、市町村・府の福祉部局へ】

- 陽性者が発生したこと
- 連携医療機関に指示されたこと(往診予定、治療実施の予定など)
- 保健所へは3で作成したリストをメール等で共有してください。
- 市町村等福祉部局へは、物資、人材の不足状況もあわせてご相談ください。



5 施設内でのゾーニング（区画分け）を考えましょう。

新型コロナウイルスの感染が落ち着くまで長期戦になる可能性があります。効率よく、メリハリをつけて、職員の負担が少ない形で対応できるようなゾーニングを計画しましょう。

① 考え方をしっかり理解しましょう！

ウイルスはレッドゾーンで抑えて、グリーンゾーンには持ち込まないことが基本です。

□ ウイルスが多い区画（レッドゾーン）

- ・この区画では、PPEを着用した状態で対応。
- ・原則、レッドゾーン内から紙一枚でも持ちださないように！

□ ウイルスが少ない区画（イエローゾーン）

- ・レッドゾーンからグリーンゾーンに戻るまでの中間地点。
- ・防護服を脱いで、消毒し、ウイルスがない状態に戻るための場所。脱衣のためだけのゾーンと考えて！

□ ウイルスがいない区画（グリーンゾーン）

- ・ここではホッと一息入れてください。職員の休憩、食事も個々の区画で！
- ・防護服等はこのゾーンで着ていくこと

詳細は、「[その他参考ホームページ](#)」をご覧ください。

② 負担の少ないゾーニングを考えましょう。

□ 陽性者だけを一つの区画にまとめられるか

□ 濃厚接触者だけを一つの区画にまとめられるか

- ※ 一つの区画にまとめられなければ、1の個室対応を徹底しましょう

施設全体のゾーニングのイメージ

ポイント

職員全員が同じ認識で対応するために、レッドゾーンの床や壁には赤いテープ、グリーンゾーンの床や壁には緑のテープを貼るなど、**皆の目に見えるようにしておきましょう。**

ポイント

グリーンゾーンを広くとれるように計画すると、職員の負担が減ります。

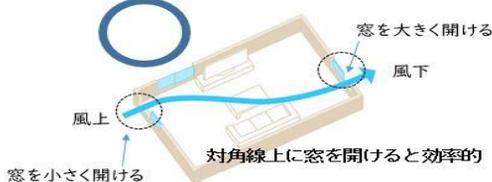
ポイント

換気も重要！

ウイルスを室外に排出するためには、グリーンゾーンを風上に、レッドゾーンを風下になるように換気扇を活用して空気の流れを作りましょう。窓を使った換気を行う場合、風の流れることができるよう、2方向の窓を、1時間に2回以上、数分間程度、全開にしましょう。

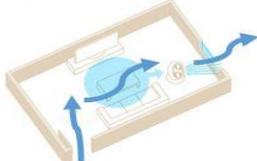
開けられる窓が2か所以上の部屋

注意点：グリーンゾーンを風上になるようにする
理由：風上から風下に空気の流れを作るため



開けられる窓が1か所しかない部屋

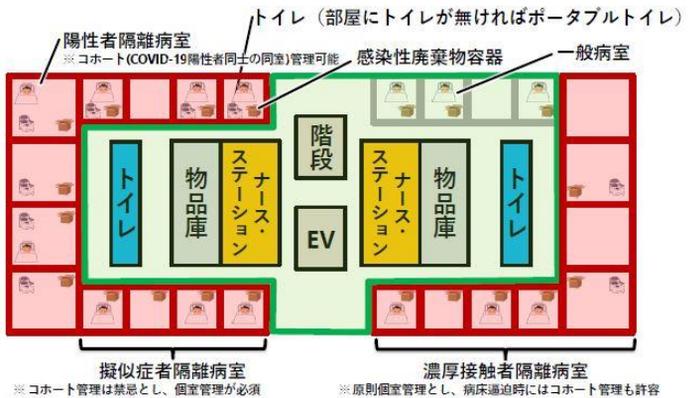
注意点：部屋のドアを全開にし、窓もしくは換気扇に向かってサーキュレーターを置く
理由：サーキュレーターをドア側に向けてしまうと、汚れた空気が外に出ていきにくくなる



窓がない部屋



部屋のドアを開けて、扇風機などを置いて部屋の外に空気が流れるようにする



出典：東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野

共用スペースや職員休憩室の換気も忘れずに！

6 施設内で陽性者の治療をする準備をしましょう。

早期に新型コロナの治療をすることで重症化を防ぐことができます。施設内でできる限りの治療ができる準備をしましょう。

- 連携医療機関に治療について相談しましょう。
3で作ったリスト（シート1）の情報を共有しましょう。
- 連携医療機関で治療が困難な場合は保健所へ相談しましょう。
3で作ったリスト（シート1）を共有していただくとともに、連携医療機関で治療が困難であったことを伝え、他の往診医療機関の応援等について保健所へ相談してください。
- 治療が実施される場合は、施設内のグリーンゾーンに医療機関の方が準備するスペースを用意しましょう。

【参考】新型コロナウイルス感染症治療に用いられる主な薬剤

2月24日現在

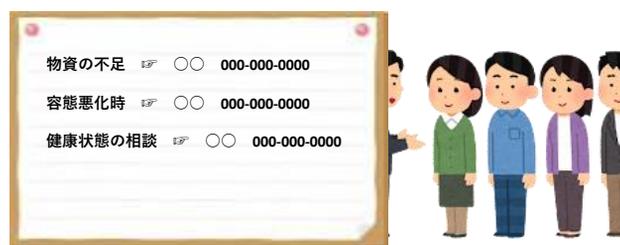
薬剤名	発症からの日数	投与方法	備考
中和抗体薬	ソトロピマブ（ゼビュディ）	5日以内 点滴 1回投与	点滴時間は30分
	カシリピマブ/イムデビマブ（ロナプリーブ）	7日以内 点滴 1回投与	その後30分の観察が必要
抗ウイルス薬	モルヌピラビル（ラゲブリオ）	5日以内 経口 1日2回 5日間	
	レムデシビル（ベクルリー）	7日以内 点滴 1日1回 5～10日間	点滴時間は60分
	ニルマトレルビル・リトナビル（パキロビッド）	5日以内 経口 1日2回 5日間	併用薬に注意必要

新型コロナウイルスの治療は、陽性の方の状態により、上の治療薬が必ずしも投与できるとは限りません。陽性の方の発症状況や年齢、ワクチン接種状況、基礎疾患などを正確に医療機関にお伝えして、今後の方針を決めましょう。

7 これからの対応について計画しましょう。

これから短くて2週間、長くて1ヶ月以上対応が続くかもしれません。次のことを考えておきましょう。

- 残った職員で、誰が何を担当するか。どのようなシフト体制を組むか。
- 不足している物資等をどのように補充していくか。
- 必要な連絡先を整理して、分かりやすいところに貼っておきましょう。
- 年度替わりに伴う人員の補充や配置転換を見込んだ体制整備、新人教育を行いましょう。



8 入居者の方の健康状態を日々確認し、保健所と共有しましょう。

入居者の方の健康状態をしっかり確認して、保健所と共有しておき、陽性となった方の状態が悪化した場合や新たに発症者が出た場合は、速やかに保健所や連携医療機関に相談しましょう。

- シート2「健康観察リスト」を参考にしてください

【連絡先】

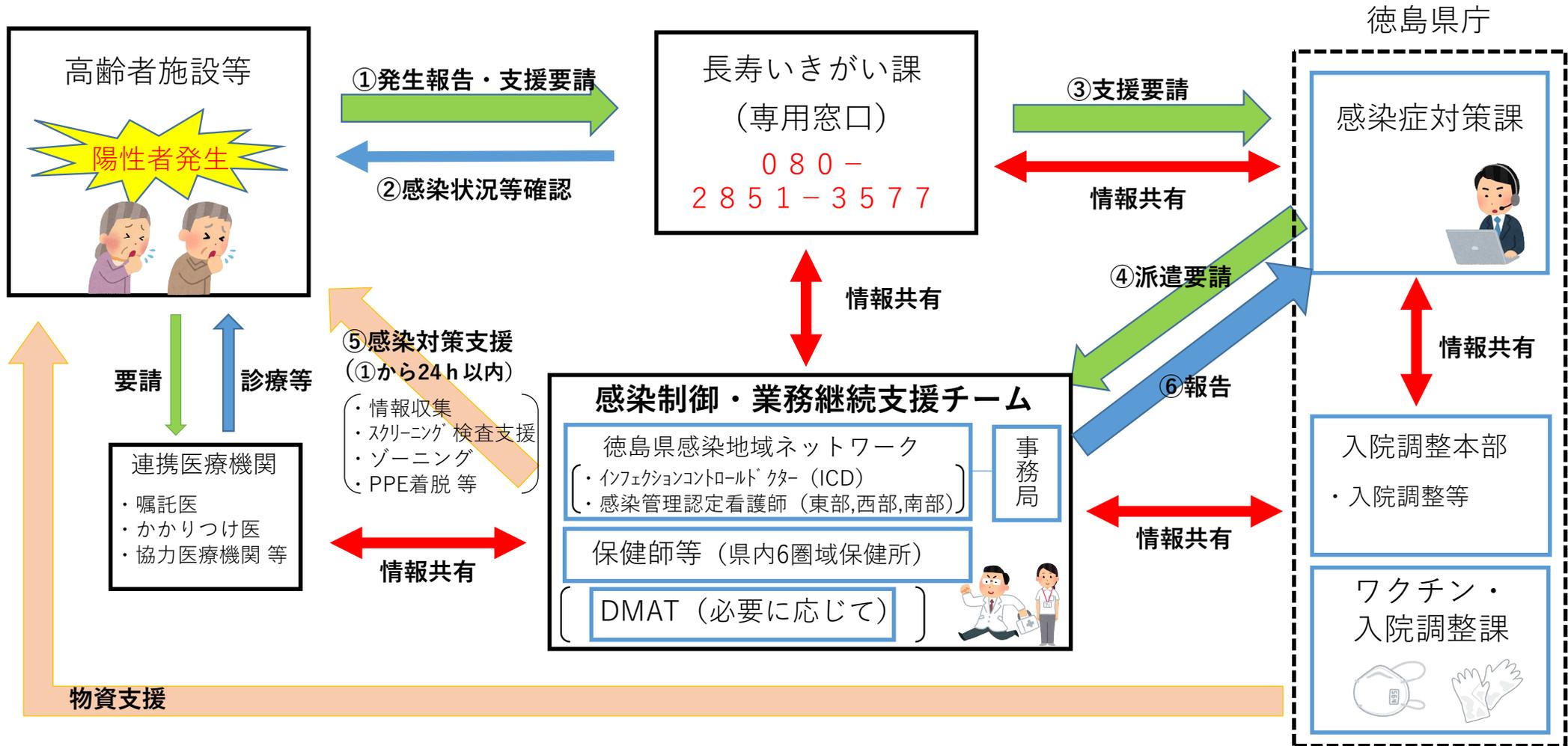
- ①発生報告
 - ・県長寿いきがい課、保健所
 - ・施設所管市町村介護保険担当部局
- ②感染対策の相談
 - ・県長寿いきがい課、保健所
- ③人材、物資の不足
 - ・県長寿いきがい課、保健所
- ④入居者の健康状況報告
 - ・県長寿いきがい課、保健所
 - ・連携医療機関
- ⑤往診に関すること
 - ・連携医療機関
 - ・連携医療機関で対応困難な時は
長寿いきがい課、保健所
- ⑥ワクチン接種について
 - ・施設所在地所管市町村ワクチン担当課

【参考ホームページ】

- 介護現場における感染対策の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- 介護職員のための感染対策マニュアル（概要）
（施設系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>
- （通所系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000922077.pdf>
- 施設内療養時の対応の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

徳島県版感染制御・業務継続支援チーム

- 高齢者施設等からの連絡及び要請に対し早期にチームの派遣を行う体制の構築
- 施設等でクラスター等発生時の感染拡大防止（ゾーニング、PPE着脱指導等）、業務継続支援



事務連絡
令和4年4月27日

高齢者福祉サービス事業者各位

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

利用者又は職員が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった場合の
県への報告について（通知）

日頃は、本県の高齢者福祉行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症への対応について、多大なる御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、施設・事業所において、利用者や職員が新型コロナウイルスに感染した場合の連絡先として、新たに4月28日から「専用ダイヤル」を開設しますので、お知らせします。

感染者が発生した場合は、直ちに、県長寿いきがい課の以下の連絡先へ報告してください。

また、これまで同様、利用者又は職員に発熱等の症状が見られた場合には、かかりつけ医や協力医療機関に連絡の上、適切に指示を受けてください。

今週末から大型連休となり、人の往来や接触の機会が増えることも想定されますが、感染した際の「重症化リスクが高い」高齢者に対しサービス提供を行う貴事業所においては、一層徹底した感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

【連絡先】

- 徳島県長寿いきがい課
電話番号：088-621-2182（施設サービス指導担当）
088-621-2192（在宅サービス指導担当）

- 専用ダイヤル： 080-2851-3577（4月28日～）
受付可能時間： 8：00～22：00（土日祝日も可）

- 上記以外の時間帯は、メールによりご報告願います。
メール：s_kaigo@mail.pref.tokushima.jp
件名：発生報告【施設名】
初発の概要、担当者の氏名及び連絡先電話番号をお知らせください。

「小学6年生」以下の子どもを有する高齢者施設職員への定期的な「抗原定性検査」の実施について（通知）

2022年5月18日

高齢者施設等における集中的な検査

重症化リスクが高い方が入所する高齢者施設等の感染拡大を防止するため
対象施設職員への「**定期的な抗原定性検査**」を実施

対象施設	・高齢者施設 ・精神科病院	・療養病床を有する病院・有床診療所 ・障がい者・児入所施設
実施期間	令和4年5月23日(月)～6月5日(日) (5月25日(水)まで受付)	
取組内容	希望する施設へ抗原定性検査キットを配布し、 小学6年生以下の子どもを有する職員への頻回検査(週2回)を実施	

徳島県

県内では児童等利用施設において感染が増加傾向にあることから、「家庭内から施設内へ持ち込まれる事例」を防ぐため、「**小学6年生**」以下の子どもを有する職員を対象に「週2回・2週間」の検査を次のとおり実施します。

つきましては、検査の実施を希望する入所施設は、令和4年5月19日(木)から5月25日(水)までの間に、以下の添付ファイル「申込手順」により、「[徳島県電子申請サービス](#)」からお申し込みください。

【徳島県電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7496



(別紙) [申込手順](#) (PDF:61 KB)

「抗原定性検査申込書 (Excelファイル)」



[検査希望者名簿 \(事業所・施設名\)](#) (Excel2007～:14 KB)

「小学6年生」以下の子どもを有する高齢者施設職員への定期的な「抗原定性検査」の実施について【申込期間:令和4年5月19日(木)～5月25日(水)】

【対象】 次の入所施設の職員であって、「**小学6年生以下の子ども**」を有する方に限ります。他事業所の職員は含めないでください。

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・短期入所生活介護
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

【申込の条件】

- ・ 「抗原定性検査キット」により、期間内に、「週2回(中2～3日おきを目安)」の検査を実施すること
- ・ 期間中の検査実績について、5月25日(水)までに報告を行うとともに、検査期間終了後、県からのアンケートに回答すること
(実績報告の様式及びアンケートの様式については、申込時に登録されたメールアドレスに後日送付)

【その他】

- ・ 各施設からの申し込みは1回限りとなります。
- ・ 抗原定性検査の結果が陽性の場合は、速やかに県に報告の上、医療機関を受診し、医師による診断を受けてください。
- ・ 「抗原定性検査キット」による検査結果に関わらず、体調不良時は医療機関を受診するよう徹底してください。また、検査結果が「陰性」の場合でも、徹底した感染予防策を継続してください。
- ・ 施設内で感染が確認され、職員が不足する場合に備えて、あらかじめ人員体制を整えておいてください。

抗原定性検査キットの使用について

・ 「抗原定性検査キット」による陰性確認は、医療従事者もしくは「抗原簡易キットによる検査についての研修」を受講した職員(検査実施管理者)の監督のもと実施してください。

※「検査実施管理者」となる職員は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査基本ガイドライン」や、実際に使用するキットの添付文書などの内容を十分理解した上で、厚生労働省のホームページ上に掲載されている理解度確認テストを受検し、全問正解しておく必要があります。



[医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査基本ガイドライン](#) (PDF:2 MB)



[理解度テスト](#) (PDF:2 MB)

長寿いきがい課長 殿

ワクチン・入院調整課長

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の実施について（依頼）

このことについては、厚生労働省健康局健康課予防接種室より、令和4年4月28日付「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」の事務連絡が発出されたところです。

4回目接種の対象者は、関係政省令等の改正（5月下旬の見込み）により決定されることとなりますが、3回目接種の完了から5ヶ月以上が経過した、

①60歳以上の者（努力義務）

②18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者（接種勧奨）

とされています。

当課としましては、市町村とともに、4回目接種の速やかな実施に向け、接種券発送、ワクチン供給など体制確認をしてきたところであり、上記①に含まれる高齢者が入居等する施設単位での接種を3回目接種同様、推進していく必要があると考えています。

つきましては、貴課が所管する関係施設に対し、4回目接種の速やかな実施に向け、施設で接種を実施する場合は、被接種者のとりまとめ、医療機関との連携等接種体制の構築、別添市町村連絡先による留意事項等を確認した上で、ワクチン供給等に関して市町村に相談するよう御周知ください。

なお、市町村による接種意向調査等が既に開始されている場合は、当該調査に基づき市町村と協力して施設接種を推進いただけるよう併せて御周知をお願いします。

（参考）

1. 市町村連絡先
2. 接種券発送依頼様式（※）

※被接種者の自宅ではなく、施設への接種券発送を希望する場合は、当該様式に必要事項を記載し、住民票所在の市町村に依頼ください。

※接種券発送依頼様式は徳島県ホームページに掲載しています。

「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の施設接種の実施に係る参考様式について」
URL：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/kansensho/7206372/>

【担当】 ワクチン・入院調整課 ワクチン接種担当
電 話 088-621-2959

長第226号
令和4年5月20日

各高齢者入所施設管理者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の実施について（依頼）

日頃は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナワクチンの4回目接種が、5月25日（水）から開始されることになりました。

つきましては、貴施設において、新型コロナワクチンの4回目接種に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、施設で接種を実施する場合は、被接種者のとりまとめ、医療機関との連携等接種体制の構築、別添市町村連絡先による留意事項等を確認した上で、ワクチン供給等に関して市町村に御相談ください。

また、市町村による接種意向調査等が既に開始されている場合は、当該調査に基づき市町村と協力して施設内関係者への接種を推進いただけるよう重ねてお願いいたします。

(参考)

市町村連絡先

担当 徳島県保健福祉部
長寿いきがい課
施設サービス指導担当
電 話 (088)621-2182
ファクシミリ (088)621-2840